

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	1月29日	2月18日	消防法危険物を車両で輸送する場合の表示義務の緩和	<p>【規制】 消防法危険物を車両で輸送する場合、「危険物の規制に関する政令」第二十九条第二号の規定により、包装の表面に総務省令で定められた表示が求められている。例えば500mLのジメチルスルホキシド（通称DMSO、危険物第4類第3石油類）を輸送する場合には、「火気厳禁 DMSO 500 mL」のごとく表示が必要となる。</p> <p>【現状】 創薬研究においては、研究に供する微量で多種の化学物質を例えばそれぞれ0.05mLのジメチルスルホキシドに溶解し、それを多穴プレートに取りまとめた形で輸送が行われている。上記の規則に危険物の内容量や引火点の違いによる足切の規定がないため、総量で数10mL程度のジメチルスルホキシドであっても表示が必要になる。</p> <p>一方で、「危険物の規制に関する規則」第四十四条 第三項では、第4類の危険物に該当する化粧品について、少量の場合は表示に緩和措置が定められていたり、より危険性に敏感な航空法ではDMSOは危険物ではなく、また適格な容器を使う限り大半の第4類危険物が1容器あたり1mL以下、それをいくつかまとめて送る場合には合計100mL以下の場合、危険物として扱わなくても良いとされている。</p> <p>【提案】 危険物の運送に関わる法令間での整合性が保たれるように、特殊引火物、第一石油類、第二石油類、アルコール類のような危険性の高いものを除いた第4類危険物は、少量（1外装あたり150mL以下）を送る場合、危険物の表示は不要としていただきたい。</p>	民間企業	総務省
2	1月31日	2月18日	運転記録証明書の電子データでの提供について	<p>特別民間法人「自動車安全運転センター」が申請に基づき提供する「運転記録証明書」は、現在、書面でのみ提供されているところ、データでの提供もお願いしたい。</p> <p>従業員の事故状況の把握や安全運転に対する啓蒙活動に活用するためにデータでの提供を求めているもの。</p> <p>現行制度上、従業員の委任に基づき事業所等が従業員の「運転記録証明書」を一括申請することが認められている。従業員のデータを企業の視点や基準で分析することで交通事故や違反の防止に役立てたい。</p>	民間企業	警察庁